

令和7年度 ケアプラン点検実施報告



春日井市介護・高齢福祉課 指導担当

ケアプラン点検の目的

ケアプラン点検は、介護支援専門員が作成したケアプランがケアマネジメントのプロセスを踏まえた「自立支援」に資する適切なケアプランとなっているか、介護支援専門員とともに検証確認しながら、介護支援専門員の「気づき」を促し、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

ケアマネジメントとは

ケアマネジメントの具体的な手順は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（以下運営基準という）第13条に示されています。

そのため、第13条に沿ったケアマネジメントの手順を踏み、ケアプランを作成することが必要です。

ケアプラン点検の実施方法

- 春日井市は、「第6期愛知県介護給付適正化計画」に基づき、市内の居宅介護支援事業所を対象とし、ケアプラン点検を実施しています。
- 対象のプランは、初回加算を算定しているプラン（令和5、6年度に点検を受けていないまたは令和6年度に点検結果が要改善であった介護支援専門員のプラン）及び市が指定した被保険者のプランとなります。

令和7年度ケアプラン点検実績

ケアマネジャー人数	71名（R7.5.19現在239名（29.7%実施））
点検件数	71件（面接64件、電話7件）
点検したプランの内訳	<ul style="list-style-type: none">・介護支援専門員選定 <u>29</u>件・認定調査状況と利用サービス不一致一覧表を活用したプラン <u>38</u>件・支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表を活用したプラン <u>3</u>件・市が指定した介護支援専門員が作成したプラン <u>1</u>件

令和7年度ケアプラン点検結果

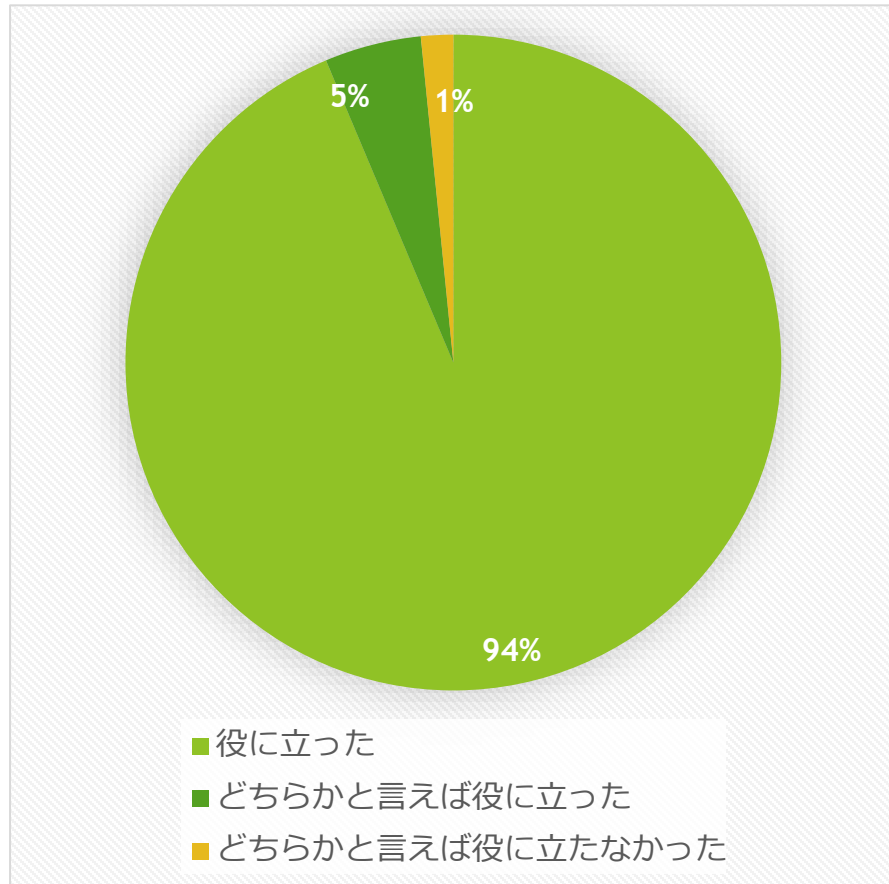
適正 36件、要改善 34件、再提出 1件

(要改善及び再提出の理由)

- ① アセスメントが不十分であるため、ケアマネジメントの観点から改善が必要 29件
- ② ケアプランに計画されていない介護保険サービスが提供されている等、給付の観点から改善が必要 5件
- ①②ともに改善が必要 1件

点検後のアンケート結果

1 ケアプラン点検は役に立ちましたか。



2 理由

- 自分の課題に気づくことができた 87%
 - 疑問や悩みが解消された 35%
 - 助言内容が納得できなかった 2%
 - 具体的に改善すべき項目が理解できなかった 0%
 - その他 3%
- (家族の事をもっと知る必要性、本人が若い為できる・したい気持ちを優先している。)



ケアプラン点検時気づいた点や、
記載時の注意点をまとめました。
参考にしてください。



©Kasugai City 2008

雪のまち春日井「道風くん」

アセスメント No.1

課題分析標準項目(23項目)に沿って情報収集し、把握した情報を漏れなく記載してください。生活歴や支援者の状況等も把握することで、個別性に応じたケアプランの作成につながります。また、ADL等各項目について「一部介助」や「介助」のチェックだけでなく、本人ができることや支援が必要なこと等具体的な状態や状況がわかるように特記事項等に記載してください。

アセスメント No.2

- 随時把握した情報は、時系列が分かるよう日付の付記や色を変えて追記し、経過と現状を分かりやすく記載してください。
- 家屋見取図は、具体的に記載することで、利用者の生活状況や課題の把握がしやすくなります。段差や手すりの取付場所、本人の動線、危険箇所等も記載しましょう。

アセスメント No.3

- 位置付けたサービスや個別に算定する加算について、現在の状況や予後予測を踏まえて必要性がわかるように記載してください。
- 特に注意するポイントとして、福祉用具貸与の同一品目複数貸与、通所介護事業所の複数利用、口腔機能向上加算、緊急時訪問看護加算等の算定について根拠が明確になっているか確認しましょう。

アセスメント No.4

- 課題や必要性はあるものの計画に位置付けられていないサービスについては、利用に至らなかった経緯や状況が分かるよう記載してください。
- 各項目について情報を整理し、課題を抽出する必要があります。背景や原因を分析し、現状とサービス導入後の予後予測に立った視点で課題を整理し記載してください。

第1表

第1表

居宅サービス計画書（1）

作成年月日

年 月 日

初回・紹介・継続

認定済・申請中

利用者名 _____ 殿 生年月日 年 月 日 住所 _____

居宅サービス計画作成者氏名 _____

居宅介護支援事業者・事業所名及び所在地 _____

居宅サービス計画作成（変更）日 年 月 日 初回居宅サービス計画作成日 年 月 日

認定日 年 月 日 認定の有効期間 年 月 日 ~ 年 月 日

要介護状態区分 要介護1 ・ 要介護2 ・ 要介護3 ・ 要介護4 ・ 要介護5

利用者及び家族の生活に対する意向を踏まえた課題分析の結果	A
------------------------------	---

介護認定審査会の意見及びサービスの種類の指定	
------------------------	--

総合的な援助の方針	B
-----------	---

生活援助中心型の算定理由	1. 一人暮らし 2. 家族等が障害、疾病等 3. その他（ ）
--------------	----------------------------------

第1表

㊤ 利用者及び家族の生活に対する 意向を踏まえた課題分析の結果

- 利用者及び家族がどのような生活をしたいと考えているのかを具体的に記載し、その意向を踏まえ、解決しなければならない課題について分かりやすく整理して記載します。また、アセスメントで抽出された課題との整合性を図る必要があります。
- 家族の意向については、続柄も記載してください。

第1表 ③総合的な援助の方針 No.1

- 課題分析により抽出された「生活全般の解決すべき課題（ニーズ）」に対応し、介護支援専門員をはじめ各サービス担当者が、利用者及び家族を含むケアチームとしてどのような支援を行うのか、分かりやすく具体的に記載します。
- どのような場合を緊急事態と考えるか、緊急時の対応方法や対応機関、連絡先等について記載することで、ケアチームで共有することができ、適切に対応しやすくなります。

第1表 ⑥総合的な援助の方針 No.2

- 現時点では、そのサービスの利用希望や必要性がなく、第2表には記載しないものの、今後必要となることが見込まれる支援については、今後の方針としてこちらの欄に記載することができます。
- 同意の署名を代筆する場合は、「代筆〇〇（続柄）」のように代筆者が誰であるか明確に記載してください。

第1表 ©生活援助中心型の算定理由

生活援助中心型を算定している場合は、該当する理由に○をつけます。身体介護中心型の後に引き続き生活援助中心型を行う場合についても、算定理由に○を付ける必要があります。

第2表

◎生活全般の解決すべき課題（ニーズ） No.1

- アセスメントに記載のない状態が課題（ニーズ）とされているものがありました。アセスメントから導き出した課題（ニーズ）について、緊急性や重要性を踏まえ、優先順位の高いものから記載します。
- 同じ内容のニーズが複数記載されているものがありました。重複する内容は、まとめる等整理をして記載してください。

第2表

㊦生活全般の解決すべき課題（ニーズ） No.2

- ニーズは、背景にある要因や事情を踏まえ、その先にどのような生活をしたいと想定しているかという視点で記載することが望ましいです。
- 個別に算定する加算については、課題（ニーズ）等を適切に設定し、その利用者にとって必要な支援が行われるように記載することが必要です。

第2表 ㊦目標 No.1

目標は、〇か月後にどんな姿になっているかイメージできるように具体的に、かつ達成可能と見込まれる目標を設定します。具体的に記載することで利用者自身も目指すべき姿が明確になり、取り組む意欲にもつながります。短期目標は、長期目標を達成するために段階的に取り組む内容となるよう留意してください。

第2表 ㊦目標 No.2

- 数値化できる目標は数値化することで達成状況を評価しやすくなります。目標期間の終期に目標の達成が図られているかケアマネジメントの評価を行うことができるような内容を記載しましょう。
- ニーズや目標、援助内容について、整合性が図られているか確認する必要があります。

第2表 ㊦目標に付する期間

- 長期目標の期間は、生活全般の解決すべき課題（ニーズ）をいつまでに、どのレベルまで解決するのかを考慮し期間を設定します。
- 短期目標の期間は、長期目標を段階的に達成することができるように設定します。

第2表 ㊦目標に付する期間

利用者の状態や目標の達成が見込まれる期間を考慮し、画一的に長期目標を認定有効期間や1年としたり、短期目標を認定有効期間の半分や6か月等に設定することがないようになしてください。また、長期間にわたって漫然とした支援にならないよう適切な期間を設定することに留意しましょう。

第2表 ㊦援助内容 No.1

- 短期目標達成のために、誰がどのような支援をどの位の頻度で行うのか具体的に想定し記載します。
- 利用者が意欲的に取り組むことができるよう、目標達成のために利用者がしていることやできていること、取り組めそうなことをセルフケアとして具体的に記載します。利用者が取り組むことについて、他のサービス提供事業者とも連携し自立支援の視点で検討してください。

第2表 ㊦援助内容 No.2

- 介護保険外サービス（医療や自費サービス、施設サービス、家族支援等）についても、本人の生活を支える資源として記載します。
- サービス内容とサービス種別、頻度について、線で区切る等分かりやすく区別し記載してください。
- 頻度に「必要時、随時、適宜」と記載されているプランがありました。場面や状況を想定し、具体的に記載してください。

第2表 ㊦援助内容 No.3

- 利用していないサービスについては、第2表には記載しません。必要性はあるものの利用者が希望しない等のサービスについては、アセスメントや第1表等に必要性や利用者の意向等を記載してください。
- 個別に算定している加算については、加算項目に関わるサービス内容を具体的に記載してください。

第3表

第3表

週間サービス計画表

作成年月日 年 月 日

利用者名 殿

		月	火	水	木	金	土	日	主な日常生活上の活動
深夜	0:00								
	2:00								
夜	4:00								
	6:00								
早朝	8:00				Ⓒ				Ⓓ
	10:00								
午前	12:00								
	14:00								
午後	16:00								
	18:00								
夜間	20:00								
	22:00								
深夜	24:00								
	週単位以外のサービス ①								

第3表 ㊟週間サービス計画表

第2表の「援助内容」で記載したサービスを時間軸に合わせて記載します。その際、アセスメントや第2表、利用票と整合性のとれた内容や回数となるようにします。

また、週単位で受けている介護保険給付以外のサービスやインフォーマルな支援についても記載します。

第3表 ㊦主な日常生活上の活動

- 起床から就寝までの生活全体の流れ（整容、食事、散歩、掃除、買物、洗濯、入浴、排泄、服薬、家族の来訪や支援、利用者のセルフケア等）が見えるように具体的に記載します。
- 生活の全体像が見えることで、生活リズムを考慮してサービスを位置づけることができます。

第3表 ①週単位以外のサービス

各月に利用する短期入所、福祉用具、住宅改修、医療機関等への受診状況、家族支援、その他多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスについて、頻度と共に記載します。福祉用具については、具体的な品名、設置場所も記載すると分かりやすいです。

参考

- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
 - 春日井市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例
 - 春日井市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
 - 介護保険最新情報Vol.38「ケアプラン点検支援マニュアル」の送付について
- ※マニュアルを参考にケアプラン点検を実施しています。

参考

- 介護保険最新情報Vol.958「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
- 介護保険最新情報Vol.1049「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について（Vol.958等の再周知）
- 介護保険最新情報Vol.1178「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正について
- 介護保険最新情報Vol.1179「課題分析標準項目の改正に関するQ&A」の発出について